

異動届出書の記入方法【退職・休職等の場合】

〔記載例は、一括徴収の場合となっております。〕

特別徴収義務者の氏名または名称・所在地を記入してください。

給与所得者の氏名に変更がある時は、旧姓を併記してください。

特別徴収税額通知書(個人別)に記載されている住所を記入してください。

通知書に記載されている住所から異動があった時に記入してください。

該当するところに○印をつけ必要事項を記入してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

大磯町長殿 令和 3 年 9 月 24 日提出		住所(居所)又は所在地 〒255-0004 大磯町東小磯183番地 フリガナ オオイズコウキョウ(カブ) 氏名又は名称 大磯工業(株) 代表者の氏名 代表取締役 大磯 太郎 個人番号又は法人番号		特別徴収義務者指定番号 0012345678 宛名番号	
給与支払者 (特別徴収義務者) フリガナ コイン イチロウ 氏名 小磯 一郎 (旧姓) 生年月日 昭和・平成 45 年 6 月 19 日 個人番号 1 月 1 日現在の住所 大磯町大磯4,000番地 給与の支払を受けた後の住所 同上		特別徴収税額(年税額) (ア) 121,000 円 徴収済額 (イ) 6 月から 10 月まで 41,000 円 未徴収税額 (ウ) 80,000 円 異動年月日 3・9・18		①. 現年度 2. 新年度 3. 高年度 ※市町村処理欄 特別徴収義務者指定番号 0012345678 ※市町村ごとに異なります 宛名番号 連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係 総務部経理課 氏名 小磯 二郎 電話 0463 61 0000 (内線)	
異動の事由 ①. 退職 ②. 転勤 ③. 合併 ④. 休職 ⑤. 長期欠勤 ⑥. 死亡 ⑦. 会社解散 ⑧. 住所誤報 ⑨. その他(特別徴収不可)		異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続一括徴収(1月以降は必須) 2. 10月分で納入(月日納期分) 3. 普通徴収理由 3,102,000 円 控除社会保険料額 527,340 円		退職した年の1月から退職時までの給与支払額	
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。		一括徴収の理由 ① 異動が令和 年 12 月 31 日までに、申出があったため(9 月 18 日申出) ② 異動が令和 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		徴収予定 徴収予定日 徴収予定額 徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 10・26 80,000 円 80,000 円	
◎転勤(転職)等による特別徴収届出書 新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です)		相続人の氏名等 氏名 続柄 住所 電話		※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。 1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者) 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が100万円以下) 3 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない) 4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 フリガナ 氏名又は名称 代表者の職氏名 法人番号		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係 氏名 電話 (内線)		新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要	
【提出先】 〒255-8555 中郡大磯町東小磯183 大磯町役場政策総務部税務課町民税係		※町役場記入欄 処理 住民コード 旧指定番号 新指定番号 区分 終了 開始		御注意 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。 2 転勤、再就職等により異動後の勤務先を引続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。 3 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、「一括徴収」することが義務づけられています。	

給与支払報告書を提出後にこの異動届出書を出される場合は、年度の選択にご注意ください。

退職の場合は、「退職した年の1月から退職時までの給与支払額」、「控除社会保険料額」を記入してください。

異動後の未徴収税額をどの方法で納入するか該当するものに○印をつけてください。なお、「2. 一括徴収」を選択される場合は、カッコ内に何月分で納入するか必ず記入してください。

特別徴収できなくなった事由を選択し、○印をつけてください。なお、「8. その他(特別徴収不可)」を選択される場合は、1~4のいずれかの理由で該当するものに○印をつけてください。

退職及び休職等で特別徴収ができなくなる場合、納税者へ未徴収税額の納入方法を必ず御説明し、選択してください。

特別徴収税額通知書の個人別明細書に記載されている年税額を記入してください。なお、年度途中において税額変更通知を受けた方については、変更後の年税額を記入してください。

異動された方の特別徴収税額を何月分から何月分まで、いくら徴収したかを記入してください。

(ア)特別徴収税額の年税額から(イ)徴収済額を差し引いた金額を記入してください。

～御担当者様へお願い～

異動届出書の記入方法【転勤等の場合】

〔記載例は、特別徴収継続の場合となっております。〕

特別徴収義務者の氏名または名称・所在地を記入してください。

給与所得者の氏名に変更がある時は、旧姓を併記してください。

特別徴収税額通知書(個人別)に記載されている住所を記入してください。

通知書に記載されている住所から異動があった時に記入してください。

転勤等により勤務先を変わられる場合で、引き続き特別徴収を希望される時は新しい勤務先でこの欄の所在地、氏名または名称等必要事項を記入してください。
なお、新しい勤務先より徴収を始める月分を必ず記入してください。

給与支払報告書を提出後にこの異動届出書を出される場合は、年度の選択にご注意ください。

1. 特別徴収継続に○印をつけてください。

特別徴収を継続する事由を選択し、○印をつけてください。

以前に特別徴収を行っている事業所は、指定番号を記入してください。また、指定番号が分からない時は税務課にお問合わせください。なお、当町での特別徴収が初めての事業所は、指定番号の欄に「新規」と記入してください。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

御注意
1 黒のボールペン又はブルーインクで記載してください。
2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
3 新勤務先で最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所を記載し、一月一日現在の住所と異なる場合は、異動した日に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市町村処理欄	特別徴収義務者指定番号 0012345678	※市町村ごとに異なります
宛名番号	課・係 総務部経理課	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	氏名 小磯 二郎	電話 0463 61 0000 (内線)
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)	① 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) 3. 普通徴収 理由	円 円 円
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。		
1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例: 乙欄適用者)		
2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(例: 年間の給与支給額が100万円以下)		
3 (普D) 給与の支払が不定期(例: 給与の支払が毎月でない)		
4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)		

受給者番号(整理番号) フリガナ **オオイソ イチロウ** 氏名 **大磯 一郎** (旧姓)
 住所(居所) 又は所在地 〒**255-0004 大磯町東小磯183番地**
 フリガナ **オオイソコウキョウ(カブ)**
 氏名又は名称 **大磯工業(株)**
 代表者の職氏名 **代表取締役 大磯 太郎**
 個人番号 又は法人番号

特別徴収税額(年税額)	(ア) 徴収済額	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日
円 121,000	円 6 月から 10 月まで	円 9 月まで 5 月まで	円 41,000 80,000	3・9・18

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)	相続人の氏名等
1. 異動が令和 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)				氏名
2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため				住所
				電話

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です)	課・係	新しい勤務先では	※市町村記入欄
新 規	管理課庶務係	月割額 10,000 円を	
新しい勤務先の住所(居所) 又は所在地 〒 259-0114 大磯町月京6-10	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	10月分から徴収し、納入します。	
フリガナ コクフコウギョウ(カブ)	氏名 国府 花子	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
氏名又は名称 国府工業(株)	係名並びに電話番号 0463 71 1111	納入書 要 ・ 不要	
代表者の職氏名	電話 (内線)		
法人番号			

【提出先】 〒255-8555 中郡大磯町東小磯183 大磯町役場政策総務部税務課町民係 ※町役場記入欄

処理	住民コード	旧指定番号	新指定番号	区分	終了	開始

～御担当者様へお願い～

「転勤(転職)等による特別徴収届出書」の欄を記入した事業所で、指定番号のない新規事業所は、名称のフリガナ及び連絡先を記入してください。

特別徴収税額通知書の個人別明細書に記載されている年税額を記入してください。なお、年度途中において税額変更通知を受けた方については、変更後の年税額を記入してください。

異動された方の特別徴収税額を何月分から何月分まで、いくら徴収したかを記入してください。

(ア)特別徴収税額の年税額から(イ)徴収済額を差し引いた金額を記入してください。